# 吸収合併に係る事後開示書類

（会社法第 801 条第１項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面）

大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光　宏昌

当社は、2020 年８月 12 日付けで株式会社ＥＭソリューション（以下、「ＥＭソリューション」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 10 月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ＥＭソリューションを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する、会社法第 801 条第１項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第１号）

2020 年 10 月１日

２．吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第２号）

（１）差止請求（会社法第 784 条の２）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の２に基づく本吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

（２）反対株主の買取請求（会社法第 785 条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条に基づく新株予約権買取請求について該当事項はありません。

（４）債権者の異議（会社法第 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第２項に基づき 2020 年８月 25 日付で官報に公告を行い、また、2020 年８月 21 日付で知れている債権者に対する各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第３号）

（１）差止請求（会社法第 796 条の２）

本吸収合併は会社法第 796 条第２項の簡易合併に該当するため、会社法第 796 条の２に基づく本吸収合併を止めることの請求について該当事項はありません。

（２）反対株主の買取請求（会社法 797 条）

本吸収合併は会社法第 796 条第２項の簡易合併に該当するため、会社法第 797 条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（３）債権者の異議

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第２項及び第３項に基づき 2020 年８月 25 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第４号）

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項（会社法施行規則第 200 条第５号）

別紙のとおりです。

６．会社法 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第６号）

2020 年 10 月９日（予定）

７．その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第７号）

該当事項はありません。

以上

# 合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）
（消滅会社：会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光　宏昌

東京都港区芝大門二丁目１０番１２号
株式会社ＥＭソリューション
代表取締役　國光　宏昌

株式会社イーエムシステムズ（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）は、2020 年８月 12 日付けで株式会社ＥＭソリューション（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 10 月１日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第１項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

（２）吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

５．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

６.事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは､変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

（別紙１）

# 合併契約書

株式会社イーエムシステムズ（以下、「甲」という。）及び株式会社ＥＭソリューション（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併を目的として契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）
甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

第２条（合併をする会社の商号及び住所）
本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（１） 吸収合併存続会社
商号：株式会社イーエムシステムズ
住所：大阪市淀川区宮原一丁目６番１号

（２）吸収合併消滅会社
商号：株式会社ＥＭソリューション
住所：東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号

第３条（合併の効力発生日）
本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2020 年 10 月１日とする。但し、本合併に係る手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することが出来る。

第４条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）
甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対する株式の発行、割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

第５条（資本金及び準備金）
本合併によって、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第６条（合併承認総会）
１．甲は、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、本合併及び本契約に必要な事項に関する株主総会の承認決議は経ないものとする。
２．乙は同法第 784 条第１項の規定に基づき、本合併及び本契約に必要な事項に関する株主総会の承認決議は経ないものとする。

第７条（会社財産の引き継ぎ）
乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第８条（会社財産の管理）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常通りそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

第９条（従業員の引き継ぎ）
　甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙間で協議の上、これを決定する。

第 10 条（合併条件の変更及び契約の解除）
　甲及び乙は、（１）本契約締結日から効力発生日までの期間に、合併のために必要な許認可もしくは合併に伴って必要となる第三者の同意が得られなかったとき、または（２）本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲及び乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第 11 条（協議事項）
　本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

　甲及び乙は、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、それぞれが電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては、本電磁的記録を原本とし、これを印刷した文書はその写しとする。

2020 年８月 12 日

甲：　大阪府大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
　　株式会社イーエムシステムズ
　　代表取締役　國光 宏昌

乙：　東京都港区芝大門二丁目１０番１２号
　　株式会社ＥＭソリューション
　　代表取締役　國光 宏昌

（別紙２）

# 第33期　決算報告書

自　2020年４月１日
至　2020年３月31日

株式会社　EMソリューション

# 貸　借　対　照　表

（2020年3月31日現在）

株式会社 EMソリューション　　（単位： 円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **125,585,800** | **流動負債** | **77,645,966** |
| 現金及び預金 | 82,939,226 | 1年内返済予定の長期借入金 | 33,000,000 |
| 売掛金 | 13,585,000 | 未払金 | 21,961,509 |
| その他 | 29,061,574 | 未払費用 | 2,251,205 |
| **固定資産** | **0** | 預り金 | 1,091,552 |
| **有形固定資産** | **0** | 未払法人税等 | 1,065,300 |
| **無形固定資産** | **0** | 未払消費税等 | 7,792,000 |
| **投資その他の資産** | **0** | 賞与引当金 | 10,484,400 |
| | | **固定負債** | **31,250,000** |
| | | 長期借入金 | 31,250,000 |
| | | **負債合計** | **108,895,966** |
| | | （純資産の部） | |
| | | **株主資本** | **16,689,834** |
| | | **資本金** | **13,000,000** |
| | | **利益剰余金** | **3,689,834** |
| | | 利益準備金 | 3,250,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 439,834 |
| | | **純資産合計** | **16,689,834** |
| **資産合計** | **125,585,800** | **負債・純資産合計** | **125,585,800** |

# 損　益　計　算　書

（自2019年３月１日　至2020年３月31日）

株式会社 EMソリューション　　（単位：円）

| | 金額 内訳 | 金額 合計 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **173,706,132** |
| **売上原価** | | **110,994,453** |
| **売上総利益** | | **62,711,679** |
| 販売費及び一般管理費 | | 63,496,889 |
| **営業利益** | | **△ 785,210** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 901 | |
| 雑収入 | 2,100,752 | **2,101,653** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 344,397 | **344,397** |
| **経常利益** | | **972,046** |
| **特別利益** | | **0** |
| **特別損失** | | **0** |
| **税引前当期純利益** | | **972,046** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,760,536 |
| **当期純利益** | | **△ 1,788,490** |

# 株主資本等変動計算書

2019年４月１日から
2020年３月31日まで

株式会社 EMソリューション　　（単位：円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 利益準備金 | 繰越利益剰余金 | |
| 前事業年度末残高 | 13,000,000 | 3,250,000 | 2,228,324 | 18,478,324 |
| 事業年度中の変動額 | | | | 0 |
| 当期純利益 | | | △ 1,788,490 | △ 1,788,490 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | 0 |
| 事業年度中の変動額合計 | 0 | 0 | △ 1,788,490 | △ 1,788,490 |
| 当事業年度末残高 | 13,000,000 | 3,250,000 | 439,834 | 16,689,834 |

# 個　別　注　記　表

株式会社 EM ソリューション

## １．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）引当金の計上基準

・賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（２）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理・・・消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## ２．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当該事業年度の末日における発行済株式の数・・・・・普通株式　260 株

（２）当該事業年度の末日における自己株式の数・・・・・・　0 株

## ３．一株当たり情報に関する注記

（１）一株当たり純資産・・・・・64,191 円 67 銭

（２）一株当たり純利益・・・・・△6,878 円 80 銭